

「佐渡市地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入業務(PPA 事業)」 実施事業者選定に係るプロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害発生時に業務を維持するべき施設のうち 18 施設を対象に、太陽光発電設備及び蓄電池設備等（以下、「設備」という）の導入により、公共施設における平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時におけるエネルギー供給等の機能を確保するため、設備設置施設への再生可能エネルギー由来電力の供給、運転管理及び維持管理を行うものである。

2 事業内容

別紙「佐渡市地域レジリエンス自立分散型エネルギー設備等導入業務(PPA 事業)仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり。

3 プロポーザル方式により事業予定者を選定する理由

価格のみによる競争では目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を受け評価し、事業予定者を選定することが有効であるため。

4 プロポーザル方式の方法及び理由

当該業務の実績を有する事業者は複数者おり、広く提案を受ける必要があることから公募型プロポーザル方式を採用する。

5 スケジュール

本募集等に係るスケジュールは下表のとおりとする。書類等の交付や受付等については、土日祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。なお、スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

	内 容	実施日
1	募集要領公表	令和 4 年 7 月 2 2 日 (金)
2	質問書の提出期限	8 月 1 日 (月)
	現地視察期間：令和4年8月1日(月)～令和4年8月5日(金)	
3	質問に対する回答期日	8 月 8 日 (月)
4	参加表明書等提出期限	8 月 1 7 日 (水)
5	参加資格結果通知	8 月 2 6 日 (金)
6	企画提案書等提出期限	9 月 9 日 (金)
7	プレゼンテーション審査の実施	9 月 1 7 日 (土)
8	審査結果通知・公表	9 月 下旬

※現地視察の日程は、事務局に事前報告し調整すること。（詳細は項目 1 2 に記載。）

6 参加資格・参加申し込み方法等

(1) 参加資格

本事業の参加者は参加意向表明書（様式第1号）を提出する時点で次の資格要件をすべて満たさなければならない。

- ① 令和2～4年度佐渡市競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は契約の締結までに登録を得る見込みの者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- ③ 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- ④ 国税または地方税を滞納していない者であること。
- ⑤ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧ 日本国内に本社又は支社を有し、次の専門技術者等を実施体制の中に含め十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有すること。なお、各資格者証の写しを提出すること（本業務の実施体制に含まれる協力業者でも構わない）。

ア 一級建築士

イ 電気主任技術者（第3種以上）

- ⑨ 提案者は単独法人であること。ただし、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを妨げるものではない。
- ⑩ 本業務と類似の事業実績を有すること（事業実績は公共事業でなくても良い）。

(2) 参加申し込み方法

① 提出書類

企画提案を行おうとする者は、次の書類を提出すること。

なお、ア(1)～(3)の書類については佐渡市競争入札参加資格名簿に登載されていない場合に限る。

ア 参加意向表明書（様式第1号）

参加意向表明書と合わせて、次の証明書を添付すること。【写し可】

(1) 国税及び地方税の未納額がないことの証明（過去1年分）

(2) 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書：3か月以内のもの）

(3) 印鑑（登録）証明書

イ 会社概要書（様式第2号）

会社パンフレット等を1部添付すること。

ウ 関連業務実績概要書（様式第3号）

過去の類似する太陽光発電設備施工実績（実施一覧）（現在実施中の工事を含む）。なお、施工

実績と工事中のものは分けること。また、第三者所有モデルでの太陽光発電導入実績、その他再生可能エネルギー導入実績、ZEB等の運営実績があれば、その旨を記載すること。

また、本事業の実施体制に含まれる協力業者が有する実績でも構わない。）

※契約書の写しを添付すること。

エ 業務実施体制概要書（様式第4号）

※本業務に従事予定の総括責任者、担当者などを記載すること。

オ 誓約書（様式第5号）

② 提出部数 各1部

③ 提出期限 令和4年8月17日（水）【必着】

④ 提出方法 「16 問い合わせ・提出先(事務局)」へ直接持参又は郵送

ア 受付は、月曜日から金曜日（祝日除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 郵送で提出する場合は、配達証明書等送付を証明する手段にて提出期限までに必着で提出すること。

7 資格の確認等

市は、参加表明書の提出があった時は、6（1）参加資格に定める要件について確認し、その結果を次の期日に当該参加表明書を提出した者に通知する。プロポーザル審査の詳細の日時等は、参加資格結果通知時に指定する。

【参加資格結果通知】

（1）通知期日 令和4年8月26日（金）

（2）通知方法 電子メールで通知後、郵送で結果通知書を送付する。

8 企画提案書

（1）企画提案書（様式第6号）の内容

提案は、次の項目について行うこと。また、【別表資料1】「市防災拠点への設備導入候補施設一覧」に記載の施設（以下、「モデル施設」という。）全18施設を対象とする。検討にあたっては【別表資料2～3】の太陽光発電設備の最大設置可能面積及び年間電力使用量を参考にすること。なお、提案の内容は「仕様書」の内容を踏まえたものであること。また、所定の様式に記載すること。

① 技術提案

ア 導入設備の内容

導入設備及びその容量等を具体的、かつわかりやすく記載すること。

イ モデル施設における太陽光発電設備及び蓄電池の設置容量並びに温室効果ガス排出削減量

※温室効果ガス排出量削減量の算定にあたっては、係数は「0.43kgCO₂/kWh」を用いること。

ウ 災害等、非常時の利用方法等

エ 佐渡市の特色や本事業を充実させるための独自提案（例：市内の温室効果ガス排出削減に寄与する提案等）。

② 実施体制

ア 実施体制、設備導入工程表、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

イ 市内業者の活用計画

ウ 運転中のメンテナンス計画及び実施体制など

エ 事業実施中に発生するリスクへの対応

「仕様書【別紙】予想されるリスクと責任分担表」に係る対応など

オ 事業実施に関する保証

設備の導入から運転期間中、撤去までに係るすべての保証

③ 佐渡市の特性を生かした独自提案

具体的かつ実現性のある提案

(離島のエネルギー供給の現状改善/持続可能な施設運用など)

④ 業務遂行能力の確保

メンテナンス計画(機器更新計画含む)や実施体制等

⑤ リスク対応

事業実施中に発生するリスク対応

⑥ 電気料金

モデル施設毎の概算単価(PPA単価)の提案

運転期間中におけるモデル施設での市の負担(現行の総額料金との比較、運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等、国補助金を合わせた額等も含めた場合の算出根拠を含む。)

(2) 提出書類

次の①～④からなる企画提案書類を提出すること。

① 企画提案書(様式第6号)

② 事業実施体制図

代表事業者名、実施体制に含まれる協力業者名を示し、それぞれの事業者の役割分担を示した体制図。

※資格・経験等を証明する書類を添付すること。

③ 貸借対照表及び損益計算書(直近3年分)

④ 電気料金(参考見積 概算PPA単価)

(3) 提出期限 令和4年9月9日(金)

(4) 提出部数

① 上記(2)の書類 正本1部 副本1部(写し可)

② 上記(2)のデータを保存した電子媒体(CD-R) 1部

③ 上記(2)の①企画提案書の写し 6部(選定委員数)

(5) 提出方法 「16 問い合わせ・提出先(事務局)」へ直接持参又は郵送のみ

※受付は、月曜日から金曜日(祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

郵送の場合は、提出期限日必着とする。(消印は無効)

(6) 留意事項

企画提案書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。

① 提案は文書で簡潔に記載すること。

② 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は可とする。

- ③ 文字は注記等を除き原則として 10 ポイント以上の大きさとする。
- ④ 多色刷りは可とするが、見やすさに配慮すること。
- ⑤ 様式第 6 号について、1 ページに収まらない場合は、複数ページにわたることも可とする。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

市は応募資格要件について書類審査を行い、全ての応募者に対し、企画提案書に記載の電子メールアドレスに結果を通知する。その後、書類審査通過者による企画提案書類についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

また、プレゼンテーション及びヒアリングに際しては、事前に書面により事業者に質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

- (1) 日時・場所 令和 4 年 9 月 1 7 日 (土) 佐渡市役所 会議室棟会議室

※詳細な時間及び会場は別途通知する。

- (2) 手法 企画提案書に沿ったプレゼンテーション

※プレゼンテーションについては、企画提案書に基づき行い、追加資料等は用いないこと。

- (3) 所要時間 1 社につき 30 分間

※20 分間以内のプレゼンテーション及び 10 分間程度の質疑応答とする。

- (4) 出席者数 3 名以内

※コロナ感染症拡大防止の観点から、状況に応じてプレゼンテーションをオンライン審査に変更する場合がある。変更する場合には別途通知する。

10 評価方法及び評価基準

- (1) 本プロポーザルについては、市が設置する審査委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。なお、審査結果は、すべての提案者に対して個別に文書で通知する。また、募集情報のホームページにおいて結果を公表する。

- (2) 評価項目、配点、審査の形態

- ・企画提案書及びプレゼンテーションにおける説明・質疑応答の内容から、次の評価項目に対し、最も優れた提案をした者を事業予定者とする。
- ・評価項目、配点、審査形態
- ・企画提案を評価する基準は下表のとおりとする。

No	評価項目	評価内容	配点	総合点
1	技術提案	(1) 導入設備の内容、容量に具体的な提案があるか □太陽光発電設備出力 (kw) □蓄電池の容量 (kwh)	10	40
		(2) 技術提案に具体性・妥当性があり、創出した電力の有効活用ができる内容であるか(余剰電力活用方法など)	10	
		(3) 災害等、非常時利用の内容が充実しているか	10	
		(4) 二酸化炭素排出量の削減効果が高いか	5	

		(5)将来的にエネルギーマネジメントシステム等を利用して広域の拠点を一元管理することが可能であるか	5	
2	実施体制	(1)工事遂行能力の確保 無理のない実施体制、スケジュール等となっているか	5	25
		(2)市内業者の活用 市内業者を活用する提案となっているか	10	
		(3)長期契約における事業継続性についての保証 長期間（最長 20 年間）の事業期間に対し、事業継続を保証できる提案となっているか	10	
3	佐渡市の特性を生かした独自提案	佐渡市の特性を生かした独自提案となっているか (離島のエネルギー供給の現状改善/持続可能な施設運用など)	10	10
4	業務遂行能力の確保	明確なメンテナンス計画、実施体制等となっているか (定期点検、設備更新計画など)	10	10
5	リスク対応	事業実施中に発生するリスクに対応できる提案となっているか。(損害保険、適用範囲、その他対策など)	5	5
6	電気料金 (PPA 単価)	モデル施設毎の電気料金の概算単価 (PPA 単価) 各モデル施設における電気料金の試算に基づき、電気料金がどの程度削減されるか。併せて電気料金のサービス単価の算出方法を提示する。 ※契約の締結は、電気料金の概算単価 (PPA 単価) に基づく単価契約を行う予定である。	10	10
合 計 点				100

(3) 評価基準

各項目の評価基準を次に示す。評価項目は6段階で評価する。

- 5点(10点)：非常に優れている
- 4点(8点)：優れている
- 3点(6点)：普通/十分
- 2点(4点)：劣る
- 1点(2点)：非常に劣る
- 0点：提案なし/評価できない

(4) 評価方法

- ・出席委員の評価点が一定点数(60点*出席委員数)以上であり、委員の評価点数の合計点が最も

高い提案者を事業予定者とする。

- ・最高得点の提案者が複数いる場合は、評価項目の1 技術提案、2 実施体制、6 電気料金（PPA 単価）の合計点の高い提案者を事業予定者とする。

(5) 契約について

契約方法については、本プロポーザルにより決定した事業予定者と、随意契約を行う。

(6) その他

事業予定者が契約締結までに、次のいずれかの理由で契約が不可能となった場合は、審査会において次順位であった提案者（ただし、一定点数以上の評価を得ている者に限る。）を新たな事業予定者として手続きを行うこととする。

- ・プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合。
- ・提案内容が無効となった場合。
- ・その他の特別な事由により契約が不可能と認められた場合。

11 質問書の提出

質疑がある場合は、質問書（様式第7号）を提出すること。ただし、質疑は本要領にしたがい企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。

なお、口頭による質疑は受け付けない。

- (1) 受付期限 「項目5 スケジュール」のとおり
- (2) 提出先 佐渡市 企画財政部 総合政策課
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出期限 令和4年8月1日（月）
 - ① 提出のあった質問及びその回答は、当市のホームページで公表するものとし、個別対応は行わない。
 - ② 回答は、実施要領をはじめとする本プロポーザルに関する書類の記載事項の追加または修正とみなす。なお、回答に対する再質問は原則受け付けない。

12 現地視察について

- (1) 令和4年8月1日（月）～令和4年8月5日（金）までの間を現地視察期間とする。
（土日祝日を除く5日間）
- (2) 現地視察箇所希望表（様式第8号）により、7月29日（金）までに電子メールで事務局に報告すること。
※施設利用の状況によっては、希望施設を視察できない場合がある。
- (3) 視察は全施設を対象としなくてもよい。なお、視察の有無は直接的な評価に影響しない。
- (4) 現地視察には事務局職員が同行する。

13 失格要件

次のいずれかの事項に該当する者は、失格とする。

- (1) 参加者の資格要件を満たしていない者

- (2) 企画提案書を提出期限までに提出しなかった者
- (3) プレゼンテーション審査に参加しなかった者
- (4) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (5) 提出した企画提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められる者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、失格に相当する事由があると審査委員会の委員長が認める者

14 参加の辞退

- (1) 参加申し込み手続きを行ったものは、プレゼンテーション審査の実施までの間は、参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第9号）を「16 問い合わせ・提出先(事務局)」に提出すること。

15 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類については、返却をしない。
- (3) 参加事業者が1者であっても、評価を行い、事業予定者として適当でないと認められる場合には、事業予定者に選定しないことがある。
- (4) 事業予定者に選定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、協議により仕様等の訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者とサービス提供に関する1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (5) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、「佐渡市情報公開条例」「佐渡市情報公開条例施行規則」の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。なお、開示については同条例第7条に基づき、個人情報や法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては開示対象としない。
- (6) 事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (7) 企画提案書の提出後、市の判断により補足資料を求めることがある。

16 問い合わせ・提出先(事務局)

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232

佐渡市企画財政部 総合政策課

新庁舎整備係/地域エネルギー係

電話：0259-63-3802

FAX：0259-63-5126

E メール：u-chosha@city.sado.niigata.jp